

第7 利子所得の源泉徴収事務

I 利子所得の源泉徴収事務

1 源泉徴収の対象となる利子所得の範囲

源泉徴収の対象となる利子所得は、次の表に掲げるとおりです（所法23、174、181、212、措法3、3の3、4の4、6）。

種 類	内 容
公債の利子	国又は地方公共団体（外国又は外国の地方公共団体を含みます。）が発行する債券の利子（所基通2-10） （注）分離利子公社債に係るものを除きます。
社債の利子	① 会社が会社法等の規定により発行する債券の利子 ② 会社以外の内国法人が特別の法律の規定により発行する債券の利子 ③ 外国法人が発行する債券で①又は②に準ずるものの利子 （注）1 分離利子公社債に係るものを除きます。 2 債券の発行につき法律の規定をもたない会社以外の内国法人が発行する、いわゆる学校債、組合債等の利子は、利子所得ではなく、雑所得になります（所基通2-11）。
預貯金の利子	① 銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金の利子 （注）金融機関とは、法律の規定により預貯金の受入れの業務を行うことが認められている銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいいます（所基通2-12）。 ② 労働基準法又は船員法の規定により管理される、いわゆる勤務先預金の利子（所令2-1） （注）労働基準法第18条又は船員法第34条に基づく貯蓄金管理協定が作成されていない勤務先預金の利子やこれらの協定のある勤務先預金であっても、代表権や業務執行権のある役員や従業員の家族などの預金に対する利子は、利子所得ではなく雑所得となります。 ③ 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に規定する組合等に対する組合員等の貯金の利子（所令2-2） ④ 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく有価証券の購入のための証券会社（一定の金融商品取引業者）に対する預託金の利子（所令2-3、措規3の8）
合同運用信託の収益の分配	信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含みます。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するいわゆる指定金銭信託や貸付信託の収益の分配（委託者非指図型投資信託や委託者が実質的に多数でないものとされる一定の信託等を除きます。）
公社債投資信託の収益の分配	証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものの収益の分配

種 類	内 容
公募公社債等 運用投資信託 の収益の分配	証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた 金銭を公社債等に対して運用するもの（その設定に係る受益権の募 集が公募によるものに限ります。）の収益の分配
国外公社債等 の利息等	国外で発行された公社債（外貨建公社債を除きます。）又は公社債 投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利息又は収 益の分配に係る利息等（国外において支払われるものに限ります。） で、国内における支払の取扱者を通じて交付されるもの
勤労者財産形 成貯蓄保険契 約等に基づき 支払を受ける 差益	勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労 者財産形成年金貯蓄契約に基づき支払を受ける生命保険若しくは損 害保険又は生命共済の差益（勤労者財産形成年金貯蓄契約が災害、 疾病その他やむを得ない事情以外の理由で解約された場合の解約返 戻金等に含まれる差益を除きます。）

2 利子所得に対する源泉徴収

(1) 居住者に支払う利子所得

①居住者に対し国内において利子等を支払う者、②居住者に支払われ
る国外公社債等の利息等の国内における支払の取扱者、③民間国外債の
利息を居住者に対し国外において支払う者は、その支払又は交付の際、
次の表に掲げるところにより所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しな
ければなりません。

〔居住者に支払う利子所得の概要〕

課 税 方 式	対象となる利子等の種類	源 泉 徴 収 税 率	確 定 申 告 の 要 否
源泉分離課税制度 〔源泉徴収だけで 納税義務が完結 するもの (措法3①、3 の3①、4の4 ①)〕	① 次に掲げる一般利子等 (措法3①) イ 特定公社債以外の公 社債の利息（国外公社 債等の利息等並びに⑧ 及び⑩の利息を除きま す。） ロ 預貯金の利息 ハ 合同運用信託の収益 の分配、公社債投資信 託でその受益権の募集 が公募以外の方法（私 募）により行われたも のの収益の分配 ② 国外一般公社債等の利 子等（措法3の3①） ③ 利子等とみなされる勤 労者財産形成貯蓄保険契 約等に基づき支払を受け る差益（措法4の4①）	15.315% (注) このほかに 地方税5%の 特別徴収が必 要。	不要 (確定申告 をすること はできませ ん。)

課 税 方 式	対象となる利子等の種類	源 泉 徴 収 税 率	確 定 申 告 の 要 否
申告分離課税制度 〔確定申告により 申告分離課税を 受けるもの (措法8の4①)〕	④ 特定公社債の利子（措法3①一） ⑤ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配（措法3①二） イ その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの ロ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの ⑥ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配（措法3①三） ⑦ 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等（措法3の3）		原則として、確定申告をすることを要しません（措法8の5①二、三、七、3の3⑦）。（注1,2）
総合課税制度 〔確定申告により 総合課税を受け るもの (所法22)〕	⑧ 特定公社債以外の公社債の利子で、その利子の支払をした法人が法人税法第2条第10号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主（特定個人）及びその親族等が支払を受けるもの（措法3①四、措令1の4③） ⑨ 民間国外債の利子（措法6②）	15.315%	要 （注）給与所得者で給与所得以外の利子所得などの所得が20万円以下の人は原則として不要です（所法121①）（注2）。
	⑩ 公社債の利子で条約又は法律において源泉徴収の規定が適用されないもの（措令1の4①）（注3）	適用なし	

（注）1 確定申告をして源泉徴収税額の還付を受けることもできます。また、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税の適用を受ける上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、その配当所得等の金額から控除することができます（措法37の12の2①）。

2 ④～⑩の利子の支払を受ける人は、氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者又は告知等を受ける支払の取扱者が、その告知等をする居住者等の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した一定の帳簿を備えている場合におけるその居住者等（その居住者等の氏名、住所又は個人番号がその帳簿に記載されているその居住者等の氏名、住所又は個人番号と異なる場合を除きます。）にあつては、氏名、生年月日及び住所）を支払者に告知（無記名の公社債の利子、無記名の貸付信託又は公社債投資信託

の収益の分配の支払を受ける場合には、受領に関する告知書を、支払の取扱者に提出)しなければならないことになっています。この場合、その支払を受ける人は、住民票の写しその他一定の書類を提示等しなければならないものとされ、その支払者等はその告知された事項又は告知書に記載されている事項を確認しなければならないこととされています(所法224①②、所令336④)。

3 ⑩の利子(不適用利子)であっても、特定公社債の利子に該当するものは、申告分離課税の適用を受けます。

なお、「特定公社債」とは次に掲げる一定の公社債(長期信用銀行債等、農林債及び償還差益について発行時に源泉徴収がされた一定の割引債を除きます。)をいいます(措法3①一、37の10②七、37の11②一、五～十四、措令25の8③)。

イ 金融商品取引所に上場されている公社債、外国金融商品市場において売買されている公社債その他これらに類するもの

ロ 国債、地方債

ハ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

ニ 会社以外の法人が特別の法律により発行する一定の債券

ホ 公社債でその発行の際の有価証券の募集が一定の公募により行われたもの

ヘ 社債のうち、その発行の日前9月以内(外国法人にあっては、12月以内)に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

ト 金融商品取引所等においてその規則に基づき公表された公社債情報に基づき発行する一定の公社債

チ 国外において発行された一定の公社債

リ 外国法人が発行し、又は保証する一定の債券

ヌ 銀行業等を行う法人等が発行した一定の社債

ル 平成27年12月31日以前に発行された一定の公社債(同族会社が発行したものを除きます。)

また、「国外一般公社債等の利子等」とは、国外公社債等の利子等のうち、上記の表④から⑥までに掲げる利子等以外のものをいいます(措法3の3①)。

(2) 内国法人に支払う利子所得

①内国法人に対し国内において利子等を支払う者、②内国法人に支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者、③民間国外債の利子を内国法人に対し国外において支払う者は、その支払又は交付の際、その利子等に対し、15.315%の税率により源泉徴収を行うことに

なっています（所法212③、213②、措法3の3②③、6②）。

（注） 内国法人が支払を受ける利子等のうち、

- ① 金融機関の受ける利子等
- ② 金融商品取引業者等の受ける公社債の利子等
- ③ 資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人のうち一定のものが受ける公社債の利子などの利子等で、一定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（措法8①～③）。

3 源泉徴収義務の特例

個人又は内国法人（非課税法人を除きます。）若しくは外国法人に対して支払われる上記2(1)の表④～⑥に掲げる利子等について、国内における支払の取扱者（口座管理機関）を通じて交付される場合にあっては、その利子等に係る所得税及び復興特別所得税については、その利子等の支払者ではなく、支払の取扱者が源泉徴収をすることとされています（措法9の3の2①）。

4 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者又は内国法人に対し、利子等を支払う際又は交付する際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その利子等を支払った月又は交付した月の翌月10日（民間国外債の利子に係る所得税及び復興特別所得税は、翌月末日）までに、e-Taxを利用して納付するか又は「利子等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法181①、212③、220、所規80、措法3の3③、6②、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税省令6）。

なお、源泉徴収選択口座内配当等の納付手続については、247ページを参照してください。

II 利子所得等の非課税に関する制度

利子所得については、①小学校や中学校等の児童又は生徒がその学校の長の指導を受けて預入又は信託をした預貯金又は合同運用信託の利子や収益の分配は非課税とされる（所法9①二）とともに、②納税準備預金の利子（措法5）や③納税貯蓄組合預金の利子（納税貯蓄組合法8）も、それぞれ、原則として非課税とされています。また、このほか、所定の手続をとることを要件として一定限度額までの元本の利子等を非課税とする④障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（所法10）^(注)、⑤障害者等の少額公債の利子の非課税制度（措法4）^(注)、⑥勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度（措法4

の２）及び⑦勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度（措法４の３）が設けられています。

（注） 上記④及び⑤のいわゆる障害者等の少額貯蓄非課税制度は、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等（以下「障害者等」といいます。）を適用対象者として、一定の要件の下に、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税とされる制度です。詳しくは、次の１～３で説明します。

１ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

（１） 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の概要

障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度は、①国内に住所を有する個人で障害者等に該当する人が、②利子又は収益の分配につき非課税扱いを受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券（以下これらを「預金等」といいます。）について、③最初に預入、信託又は購入（以下これらを「預入等」といいます。）をする日までに、非課税貯蓄申告書をその預入等をする金融機関（金融商品取引業者及び勤務先預金の受入者を含みます。）の営業所等を經由して税務署長に提出し、かつ、④預入等をする都度非課税貯蓄申込書を提出した場合において、⑤その申込書を提出して預入等をした預金等の元本の合計額が、その利子等の計算期間を通じて、その金融機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を超えないときは、その預金等の利子又は収益の分配に対して所得税を課さないこととする制度です（所法10）。

なお、この非課税制度により非課税扱いとして預入等ができる金額は１人350万円までとされています。したがって、非課税貯蓄申告書に記載することができる非課税貯蓄限度額は350万円（既に他の金融機関の営業所等に非課税貯蓄申告書を提出している場合には、350万円からその既に提出した非課税貯蓄申告書に記載した非課税貯蓄限度額を控除した後の金額）までに限られます（所法10⑦、措法３の４）。

（２） 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度を利用できる人

この制度を利用できる人は、国内に住所を有する個人で「障害者等」に該当する人に限られます（所法10①）。したがって、法人や人格のない社団等は、この制度を利用することはできません。

（注）１ 障害者等の範囲については、194ページ以下の「障害者等の範囲」の表を参照してください。

２ 所得税の課税上国内に住所を有するとみなされる国外勤務の公務員は、この制度の適用に当たっては、国内に住所を有するものとはみなされません（所法３①括弧書）ので、国外で勤務している間は、原則として、この制度を利用することはできません。

- 3 国内に住所を有する人であれば、外国人であってもこの制度を利用することができますが、国内に1年以上居所を有することにより居住者となっている人は、この制度を利用することはできません。

(3) 非課税扱いの対象となる貯蓄

この制度による非課税扱いの対象となる貯蓄は、次の貯蓄（外貨建のものを除きます。）です（所法10①、所令33）。

イ 預貯金……勤務先預金を含みます（所令2）。

ロ 合同運用信託……ただし、貸付信託については、その受益権につき収益の分配の計算期間を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされているものに限られます（所令37）。

ハ 特定公募公社債等運用投資信託……公募公社債等運用投資信託のうち委託者非指図型のものをいい、外国通貨により引き受けられるものを除きます。なお、その受益権につき収益の分配の計算期間を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされているものに限られます（所令37）。

ニ 有価証券……次に掲げる有価証券で、金融機関から購入し、かつ、その有価証券につき収益の分配の計算期間を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされているものに限られます（所令33、37）。

したがって、金融機関以外から、いわゆる相対取引により購入したものや金融機関から購入したものであっても金融機関の振替口座簿に記載又は記録がされないものは、この制度による非課税扱いの対象とはなりません。ただし、下記(イ)②のうち農林債及び③の債券については、金融機関の営業所等において、(a)その金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法、(b)その金融機関の営業所等に保管される方法、又は(c)その金融機関の営業所等が支払事務取扱者でない場合にその金融機関の営業所を通じてその支払事務取扱者において保管される方法、のいずれかの方法によることとされています。

(イ) 次の公社債

① 国債及び地方債

② 特別の法令により設立された法人がその法令の規定により発行する債券

③ 長期信用銀行法第8条の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第1項の規定による特定社債^(注)、信用金庫法第54条の2の4第1項の規定による全国連合会債又は株式会社商工組合中央金庫法第33条の規定による商工債

(注) 特定の普通銀行の発行する債券を含みます。

- ④ その債務について政府が保証している社債
 - ⑤ 電力債など内国法人が発行する社債でいわゆる公募の方法により発行されたもの
 - ⑥ 外国、外国の地方公共団体その他の外国法人（条約又は国際間の協定により国内において発行する債券の利子につき源泉徴収義務を免除されている国際機関を除きます。）が発行する円貨建債券でいわゆる公募の方法により発行されたもの
- (ロ) 次の投資信託の受益権で、信託の設定又は追加設定があった日に購入したもの
- ① 公社債投資信託（外国投資信託を除きます。）の受益権
 - ② 公募公社債等運用投資信託（委託者指図型投資信託に限り、外国投資信託を除きます。）の受益権

(注) 平成15年12月31日以前に信託の設定（追加設定を含みます。）があった日に購入した一定の要件を満たす公募株式投資信託で、この非課税制度の適用を受けていたものについては、平成16年1月1日以後においても引き続き適用が受けられます。

- (ハ) 特定目的信託の受益権のうち社債的受益権（公募によるものに限ります。）

(4) 非課税扱いを受けるための手続

イ 非課税貯蓄申告書の提出

預金等について非課税扱いを受けるためには、貯蓄者は最初に預入等をする日までに、その預入等をする金融機関の営業所等を経由して、その金融機関の営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の種類（預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の別）及びその営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の最高限度額（非課税貯蓄限度額）等を記載した非課税貯蓄申告書を税務署長に提出しなければなりません（所法10③）。この場合、非課税貯蓄限度額は、1万円単位とし、かつ、350万円以下としなければなりません（所令40、措令2の3）。

なお、この申告書の提出に当たっては、金融機関の営業所等に、確認書類（身体障害者手帳や年金証書などの一定の公的書類）の提示又は当該書類の提示に代えて行う署名用電子証明書等の送信をして、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、その申告書に告知をした事項につき確認をした旨の証印を受けな

ければなりません（所法10⑤）。

（注）1 確認書類の取扱いについては、193ページを参照してください。

2 非課税貯蓄申告書が所轄税務署長に提出された場合には、その金融機関の営業所等が受理した日に所轄税務署長に提出されたものとみなされます（所法10⑥）。

非課税貯蓄申告書は、2以上の金融機関の営業所等に提出することもできますが、非課税貯蓄申告書に記載したその金融機関の営業所等における非課税貯蓄限度額と、既に他の金融機関の営業所等に提出した非課税貯蓄申告書に記載した非課税貯蓄限度額との合計額が350万円を超えることとなる場合には、その超えることとなる非課税貯蓄申告書は提出することができません（所法10⑦、措法3の4）。

また、非課税貯蓄申告書は、同一の金融機関の営業所等に対しては一の申告書しか提出することができないことになっています（所法10⑦）。しかし、例えば信託銀行のように預金と合同運用信託など異なる種類の預金等を取り扱っている場合、銀行や農業協同組合などが預金と有価証券とを取り扱っている場合又は金融機関が通常の預金と勤務先預金との両者を取り扱っている場合に、これらの異なる種類の預金等のそれぞれについて非課税扱いを受けようとするときは、非課税貯蓄申告書は、これらの預金等の種類ごとに提出しなければなりません（所令42①、所基通10-3）。

なお、金融機関の営業所等の長は、受理した非課税貯蓄申告書を、その受理した日の属する月の翌月10日までに所轄税務署長に提出しなければなりません（所令47の2）。

□ 預金残高がない場合の取扱い

預金等の残高がなくなった場合で、その後2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に預入等をしなかったときは、その翌年1月1日に、既に提出された非課税貯蓄申告書の効力がなくなります（所令45④）。

なお、この場合には、金融機関の営業所等の長は非課税貯蓄みなし廃止通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（所令45⑤、所基通10-28）。

ハ 非課税貯蓄申込書の提出

非課税貯蓄申告書を提出した金融機関の営業所等において預入等をする預金等について非課税扱いを受けるためには、貯蓄者は、その金融機関の営業所等に対し、非課税扱いを受けようとする預金等ごとに、

その預入等の都度非課税貯蓄申込書を提出しなければなりません（所法10①）。また、その提出に当たっては、金融機関の営業所等がその人の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実等を記載した帳簿を備えている場合を除き、その金融機関の営業所等に、氏名、生年月日、住所及び障害者等に該当する旨の確認書類の提示又は当該書類の提示に代えて行う署名用電子証明書等の送信をしなければなりません（所法10②、所令41の2①⑤）。

ただし、次に掲げる預金等については、最初に預入等をする際に提出する非課税貯蓄申込書に、その預金等の口座に預入等をしようとする予定最高限度額（口座限度額）を記載することにより、その後の預入等に際しては、預入等の都度非課税貯蓄申込書を提出する必要はないこととされています（所令35①③、所規6）。この方式を「最高限度額方式」といいます。

- ① 普通預貯金又は貯蓄預貯金
- ② 納税準備預貯金
- ③ 納税貯蓄組合預貯金
- ④ 一定の預入期間又は預入金額及び一定の据置期間を約して積み立てる預貯金で、その据置期間が3か月以上のもの
- ⑤ 据置貯金
- ⑥ 勤務先預金及び共済組合貯金
- ⑦ 定期預貯金又は通知預貯金で、反復して預入することを約するもの
- ⑧ 指定金銭信託及び貸付信託で、反復して信託することを約するもの
- ⑨ 金融機関又は金融商品取引業者等から有価証券を反復して購入することを約するもの
- ⑩ いわゆる金融債で、その発行をする金融機関から反復して購入することを約するもの

(注) 1 非課税貯蓄申込書を提出した預金等の元本の合計額が、その金融機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を超えないかどうかを判定する場合において、この最高限度額方式による非課税貯蓄申込書を提出した預金等の元本の額は、実際の残高によらず、非課税貯蓄申込書に記載された口座限度額によって計算することになります（所令39②）。

2 最高限度額方式による非課税貯蓄申込書に記載した口座限度額を変更する必要が生じた場合には、その後に提出する非課税貯蓄申込書に変更後の口座限度額を記載して提出することになります（所令35②）。口座限度額を変更しないで預入等をした結果、その預金等の残高がその口座限度額を超えることとなる場合には、その後はその口座の預金等については原則として非課税扱いが受けられなくなります（所令36①、所基通

二 その他の申告書、又は申込書等の提出

以上のほか、非課税貯蓄申告書を提出した貯蓄者について次のような事由が生じた場合には、貯蓄者又はその相続人は、それぞれ次の申告書、申込書、届出書又は申出書を提出する必要があります。

- ① 既に提出した非課税貯蓄申告書に記載したその金融機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を変更しようとする場合……非課税貯蓄限度額変更申告書（所法10④、所令41）
- ② 貯蓄者が氏名、住所又は個人番号を変更した場合、預貯金の債務承継契約や有価証券の購入に関する業務の停止命令・廃止・免許の取消等により非課税扱いを受けている預金等の全部を他の金融機関の営業所等に移管しようとする場合……非課税貯蓄に関する異動申告書（所令43）
- ③ 預入等の際に帳簿等（確認書類の写しを添付した申請書の提出を受けて作成されたものに限ります。）による確認（以下「申請書方式による確認」といいます。）を受けた人の氏名、住所又は個人番号に変更があった場合……変更届出書（所規7⑧）
- ④ 貯蓄者が死亡した場合……非課税貯蓄者死亡届出書（所令46）
なお、非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は貯蓄者が死亡したことを知った場合には、金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄者死亡通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（所令46②、所基通10-28）。
- ⑤ 死亡した貯蓄者の非課税扱いを受けていた預金等について相続人が引き続き非課税扱いを受けようとする場合……非課税貯蓄相続申込書（所令47）
- ⑥ 最高限度額方式による非課税貯蓄申込書を提出していた人や申請書方式による確認を受けていた人が障害者等に該当しないこととなった場合……非課税貯蓄に関する資格喪失届出書（所令35④、所規6②、7⑨）
- ⑦ 非課税貯蓄申告書を提出した金融機関の営業所等において非課税扱いを受けることをやめようとする場合……非課税貯蓄廃止申告書（所令45）
- ⑧ 申請書方式による確認を受けていた人が、この確認方法を取りやめようとする場合……申請書方式の取りやめ申出書（所規7⑩）

(5) 障害者等に該当しないこととなった場合の非課税制度の適用関係

非課税貯蓄申告書を提出した貯蓄者が障害者等に該当しないこととなった場合における非課税制度の適用関係については、次のようになります。

イ ①普通預貯金、②貯蓄預貯金、③納税準備預貯金、④納税貯蓄組合預貯金、⑤勤務先預金・共済組合貯金で普通預貯金に相当するものにつき非課税貯蓄申込書を提出した人が、その後障害者等に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった日の属する利子計算期間までは非課税制度の適用が受けられます（所令36③、所規6の2②）。

ロ 上記イ以外の預金等で、その預金等に係る契約に基づいて反復して預入等をする預金等につき非課税貯蓄申込書を提出した人が、その後障害者等に該当しないこととなった場合で、かつ、その預金等の契約に基づいてその預金等に引き続き預入等をしたときは、預入等をした金額やその預金等の利率等を基礎として計算した「障害者等に該当しないこととなった日前に預入等をした部分に対応する利子等」が非課税となります（所令36②、所規6の2①）。

ハ 上記イ又はロ以外の預金等につき非課税貯蓄申込書を提出した人が、その後障害者等に該当しないこととなった場合には、障害者等であった時に預入等をしたその預金等の利子等（満期払の利子、期日後利子、期限前解約の利子など）は、いずれも非課税となります。

（注） 中間払の利子を新たな預金とする場合や、これまでの預金を継続して新たな預金とするような場合には、非課税貯蓄申込書を提出できないこととなりますので、これらの預金については、非課税扱いが受けられないこととなります。

〔確認書類の取扱い〕

障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の有資格者は、「障害者等」又は「その他の人（寡婦年金の受給者など）」に大別されますが、これらの人が提示しなければならない確認書類は、提出する申告書の区分に応じてそれぞれ次のとおりとなっています（所令41の2①③、所規7①②④）。

(1) 非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄相続申込書等

イ 「障害者等」…その資格を証する「手帳・証書等」

ロ 「その他の人」…その資格を証する「証書等」及び「妻（母）であることを証する書類」。ただし、「証書等」に妻（母）である旨の「続

柄」の記載がある場合には、「妻（母）であることを証する書類」を提示する必要はありません。

(注) 1 上記イ及びロの書類に生年月日又は住所が記載されていない場合には、これらの書類に加え、「住所等確認書類」を提示する必要があります。

2 「住所等確認書類」とは、個人番号カード、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証、旅券などの一定の書類をいいます。

(2) 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書等

イ 「障害者等」…その資格を証する「手帳・証書等」及び「個人番号カード等」

ロ 「その他の人」…その資格を証する「証書等」、「妻（母）であることを証する書類」及び「個人番号カード等」。ただし、「証書等」に妻（母）である旨の「続柄」の記載がある場合には、「妻（母）であることを証する書類」を提示する必要はありません。

(注) 1 「個人番号カード等」とは、次のいずれかの書類をいいます。

イ 個人番号カード

ロ 通知カード及び住所等確認書類

ハ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるものに限ります。）及びこれら以外の住所等確認書類

2 「手帳・証書等」、「証書等」又は「妻（母）であることを証する書類」（告知等の日前 6 月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものについては、告知等の日において有効なもの）に限ります。）に氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、「住所等確認書類」を提示する必要はありません。

〔障害者等の範囲〕

（障害者）

対	象	者
1	身体障害者手帳の交付を受けている人（所法10①）	
2	療育手帳の交付を受けている人（所令31の24）	
3	戦傷病者手帳の交付を受けている人（所令31の27）	
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（所令31の25）	
5	国民年金法に基づく	
	○ 障害基礎年金、障害年金の受給者（所令31の2一、所規4一）	

対	象	者
6	厚生年金保険法に基づく	
○	障害厚生年金、障害年金の受給者（旧厚生年金保険法による遺族年金の加給年金額の計算の対象とされている障害者を含みます。）（所令31の2二、所規4三、四十）	
7	日本製鉄八幡共済組合が支給する	
○	障害年金、業務傷病年金（廃疾年金）、公傷年金の受給者（所規4二）	
8	船員保険法に基づく	
○	障害年金の受給者（所令31の2五、所規4四）	
9	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」といいます。）附則第41条第1項又は第65条第1項に基づく	
○	障害共済年金の受給者（所規4五）	
10	国家公務員共済組合（連合会）、各地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、旧農林漁業団体職員共済組合が支給する	
○	障害共済年金、障害年金（船員障害年金、廃疾年金）、公務傷病年金の受給者（所規4六～九、十一～十三、十五～十七）	
11	地方議会議員共済会が支給する	
○	公務傷病年金、特例公務傷病年金の受給者（所規4十、十三）	
12	地方公務員の退職年金に関する条例に基づく	
○	障害を給付事由とする年金の受給者（所規4十四）	
13	廃止前の国会議員互助年金法に基づく	
○	公務傷病年金の受給者（所規4十八）	
14	恩給法、執行官法に基づく	
○	増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給の受給者（所令31の2三、所規4十九、三十八）	
15	労働者災害補償保険法に基づく	
○	傷病補償年金、障害補償年金、障害年金、傷病年金の受給者（所令31の2四）	
16	国家公務員災害補償法、防衛省の職員の給与等に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律、裁判所職員臨時措置法、国会議員の歳費・旅費及び手当等に関する法律、国会職員法に基づく	
○	傷病補償年金、障害補償年金の受給者（所令31の2六、所規4二十～二十四、二十六）	
17	国会議員の秘書の給与等に関する法律に基づく	
○	傷病補償年金、障害補償年金の受給者（所規4二十五）	
18	地方公務員災害補償法、非常勤の地方公務員に係る補償の制度(条例)に基づく	
○	傷病補償年金、障害補償年金の受給者（所令31の2七、所規4二十七）	

対	象	者
19	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく ○ 傷病補償年金、障害補償年金の受給者（所規4二十八）	
20	消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法に基づく ○ 傷病補償年金、障害補償年金の受給者（所規4二十九、三十）	
21	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び条例に基づく ○ 傷病給付年金、障害給付年金の受給者（所規4三十一）	
22	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律に基づく ○ 傷病給付年金、障害給付年金の受給者（所規4三十二）	
23	証人等の被害についての給付に関する法律に基づく ○ 傷病給付年金、障害給付年金の受給者（所規4三十三）	
24	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく ○ 障害補償費の受給者（第1種地域の被認定者で、市から支給される障害補償費に相当する給付の受給者を含みます。） ○ 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者（所令31の2八、所規4三十四、三十五）	
25	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく ○ 障害年金の受給者（所規4三十六）	
26	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく ○ 障害年金の受給者（所令31の2九）	
27	予防接種法に基づく ○ 障害年金の受給者（所令31の2十二）	
28	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく ○ 障害年金の受給者（所令31の2十）	
29	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく ○ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者（所令31の2十六）	
30	毒ガス等の影響によりガス障害にり患している人として健康管理手当、保健手当、特別手当、医療手当を受給している人（所規4四十二）	
31	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第3項に規定する入所者（所規4四十一）	
32	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく ○ 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の受給者（所令31の2十三、所規4三十九）	

対	象	者
33	精神に障害がある人で、厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人（平成9年9月30日までに預入等するものに限りま	す。（平7政令278号附則3）

（その他の人（妻））

対	象	者
1	国民年金法に基づく	
	○ 遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金の受給者（妻）（所法10①、所規4一）	
2	厚生年金保険法に基づく	
	○ 遺族厚生年金、遺族年金、特例遺族年金、通算遺族年金の受給者（妻）（所令31の2二、所規4二、三）	
3	日本製鉄八幡共済組合が支給する	
	○ 遺族年金、寡婦年金、業務死亡年金、障害遺族年金の受給者（妻）（所規4二）	
4	船員保険法に基づく	
	○ 遺族年金、寡婦年金、特例遺族年金、通算遺族年金の受給者（妻）（所令31の2五、所規4四）	
5	一元化法附則第41条第1項又は第65条第1項に基づく	
	○ 遺族共済年金の受給者（妻）（所規4五）	
6	国家公務員共済組合（連合会）、各地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、旧農林漁業団体職員共済組合が支給する	
	○ 遺族共済年金、遺族年金（船員遺族年金）、通算遺族年金（船員通算遺族年金）、特例遺族年金、障害遺族年金、殉職年金の受給者（妻）（所規4六～九、十一～十三、十五～十七）	
7	地方議会議員共済会が支給する	
	○ 遺族年金、特例遺族年金の受給者（妻）（所規4十、十三）	
8	地方公務員の退職年金に関する条例に基づく	
	○ 死亡を給付事由とする年金の受給者（妻）（所規4十四）	
9	廃止前の国会議員互助年金法に基づく	
	○ 遺族扶助年金の受給者（妻）（所規4十八）	

対	象	者
10 恩給法に基づく	○ 普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金の受給者(妻) (所令31の2三、所規4十九)	
11 労働者災害補償保険法に基づく	○ 遺族補償年金、遺族年金の受給者(妻) (所令31の2四)	
12 国家公務員災害補償法、防衛省の職員の給与等に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、裁判官の災害補償に関する法律、裁判所職員臨時措置法、国会議員の歳費・旅費及び手当等に関する法律、国会職員法に基づく	○ 遺族補償年金の受給者(妻) (所令31の2六、所規4二十～二十四、二十六)	
13 国会議員の秘書の給与等に関する法律に基づく	○ 遺族補償年金の受給者(妻) (所規4二十五)	
14 地方公務員災害補償法、非常勤の地方公務員に係る補償の制度(条例)に基づく	○ 遺族補償年金の受給者(妻) (所令31の2七、所規4二十七)	
15 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく	○ 遺族補償年金の受給者(妻) (所規4二十八)	
16 消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法に基づく	○ 遺族補償年金の受給者(妻) (所規4二十九、三十)	
17 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び条例に基づく	○ 遺族給付年金の受給者(妻) (所規4三十一)	
18 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律に基づく	○ 遺族給付年金の受給者(妻) (所規4三十二)	
19 証人等の被害についての給付に関する法律に基づく	○ 遺族給付年金の受給者(妻) (所規4三十三)	
20 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく	○ 遺族補償費の受給者(第1種地域の被認定者の遺族で、市から支給される遺族補償費に相当する給付の受給者を含みます。)(妻) ○ 水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症の被認定者の遺族(妻) (所令31の2八、所規4三十四、三十五)	
21 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく	○ 障害年金の受給者 (所規4三十六)	

対	象	者
22	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく ○ 遺族年金の受給者(妻) (所令31の2九)	
23	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく ○ 遺族年金、遺族給与金の受給者(妻) (所令31の2十、所規4三十七)	
24	児童扶養手当法に基づく ○ 児童扶養手当の受給者(児童の母) (所令31の2十一)	
25	予防接種法に基づく ○ 遺族年金の受給者(妻) (所令31の2十二)	

(注) 「障害者等」に該当する人の確認書類については、それぞれ法令又は所得税基本通達にその書類の内容が定められていますが、詳しくは、最寄りの税務署の源泉所得税担当におたずねください。

2 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度

障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度(旧所法9の2)は、郵政民営化法の施行日(平成19年10月1日)以後、廃止され、郵政公社から銀行業務の承継を受けた郵便貯金銀行への預金等については、他の民間の金融機関等への預金等と同様、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされています。

なお、障害者等である者が、施行日前に預入等を行った積立郵便貯金、定額郵便貯金及び定期郵便貯金などの定期性の郵便貯金の利子のうち満期時(同日前に解約した場合には、その解約日)までのもの及び施行日前に預入等をした通常貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の非課税制度の適用があります。

3 障害者等の少額公債の利子の非課税制度

障害者等の少額公債の利子の非課税制度は、①国内に住所を有する個人で障害者等に該当する人が、②その利子について非課税扱いを受けようとする国債及び地方債(以下これらを「公債」といいます。)について、③最初に購入をする日までに、特別非課税貯蓄申告書をその購入をする販売機関の営業所等を経由して税務署長に提出し、かつ、④購入の都度、特別非課税貯蓄申込書を提出した場合において、その申込書を提出して購入をした公債の額面の合計額が、利子計算期間を通じて、その販売機関の営業所等における非課税貯蓄限度額を超えないときは、その利子に対して所得税を課さないこととする制度です(措法4)。

特別非課税貯蓄申告書に記載することができる非課税貯蓄限度額は、1の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度と同じく350万円（既に他の販売機関の営業所等に特別非課税貯蓄申告書を提出している場合には、その既に提出した特別非課税貯蓄申告書に記載した非課税貯蓄限度額との合計額が350万円）とされているほか、非課税扱いを受けるための手続や申告書、申込書等の種類及び本人確認手続なども、全て1の障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に準じたものとなっています（措法4②③、措令2の4③、措規2の5①）。

4 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度

(1) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の概要

勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度は、勤労者の持家取得の促進を図ることを目的とした勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄制度を援助する措置として、勤労者財産形成住宅貯蓄の元本550万円までの利子等について所得税を非課税とする制度です。

なお、勤労者財産形成住宅貯蓄と勤労者財産形成年金貯蓄の両方を有する場合の非課税限度額は、両方を合わせて最高550万円となります。

具体的には、①国内に住所を有する勤労者が、②勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき、その人の勤務先を通じて預入、信託、購入又は払込み（以下これらを「預入等」といいます。）をした預貯金（勤務先預金及び共済組合貯金を除きます。）、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金（以下これらを「財形住宅貯蓄」といいます。）で非課税扱いを受けようとするものについて、③最初の預入等をする日までに、財産形成非課税住宅貯蓄申告書（以下「財形住宅貯蓄申告書」といいます。）をその人の勤務先（財形法第14条第2項に規定する中小企業の事業主^(注)が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託している場合には、その事務代行団体を含みます。以下「勤務先等」といいます。）及び預入等をする金融機関や金融商品取引業者などの営業所等（以下これらを「金融機関の営業所等」といいます。）を経由して税務署長に提出し、かつ、④預入等をする都度、財産形成非課税住宅貯蓄申込書（以下「財形住宅貯蓄申込書」といいます。）をその人の勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出した場合において、⑤その預入等をした財形住宅貯蓄の元本の合計額が、利子等の計算期間を通じて財形住宅貯蓄非課税限度額を超えないときは、その財形住宅貯蓄の利子又は収益の分配若しくは保険の差益（満

期返戻金や解約返戻金などから既に払い込まれた保険料や共済掛金の合計額を控除した残額に相当する金額）に対して所得税を課さないこととする制度です（措法４の２）。

(注) 上記の中小企業の事業主（特定賃金支払者）とは、次の事業の種類に応じそれぞれ次に掲げる資本金又は勤労者数の要件のうちいずれかを満たすものとされています（財形法令43）。

事業の種類	資本の額又は出資の総額	常時雇用する勤労者の数
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1 億 円 以下	100人以下
そ の 他 の 業 種	3 億 円 以下	300人以下

(2) 勤労者財産形成住宅貯蓄契約の要件

この制度の適用を受けることができる勤労者財産形成住宅貯蓄契約とは、年齢55歳未満の勤労者が締結した金融機関などを相手方とする財形住宅貯蓄の預入等に関する次に掲げる契約をいいます（財形法６④）。

イ 金融機関、信託会社（一定の信託会社に限ります。）又は金融商品取引業者を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等に関する契約で、次の要件を満たすもの

(イ) 預入等は、５年以上の期間にわたって定期に行われるものであること。

(ロ) 財形住宅貯蓄及びその利子等については、持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等（以下「持家の取得等」といいます。）の時の頭金等の支払に充てられるものであること。

(ハ) 財形住宅貯蓄及びその利子等については、(ロ)の支払、継続預入等のための払出し又は勤労者の死亡の場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。

(ニ) 持家の取得等の対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、その金額の金銭の支払を、勤労者を雇用する事業主等から貸付けを受けて支払う方法等により支払うことを予定している旨が明らかにされていること。

(ホ) 預入等は、賃金からの天引き又は財形給付金（財形基金給付金を含みます。）による金銭で行われるものであること。

ロ 生命保険会社等又は損害保険会社を相手方とする生命保険契約等又は損害保険契約で、イの(イ)、(ニ)及び(ホ)に相当する要件のほか、次の要件を満たすもの

- (イ) 保険期間又は共済期間は5年以上であること。
- (ロ) 保険金等の支払は、持家の取得等の時の頭金等の支払のほか、災害等により死亡した場合に限り行われるものであり、災害等により死亡した場合の保険金等の額は、所定の金額以下であること。
- (ハ) 被保険者又は被共済者と満期保険金、満期返戻金等の受取人とが、共に勤労者であること。
- (ニ) 剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益部分に限り行われるものであること。

なお、既に勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結している人は、新たにこの契約を締結することはできません（財形法6⑤）。

(3) 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度を利用できる人

この制度を利用できる人は、原則として、国内に住所を有する勤労者で、金融機関などと締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく財形住宅貯蓄の預入等に関して、賃金からの天引預入等に関する契約を締結している勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます（措法4の2①）。したがって、勤労者であっても国内に住所を有しない人や、退職又は役員昇格によりその勤務先の勤労者に該当しなくなった人は、この制度を利用することはできません。

ただし、この制度を利用していた人が海外の支店等に転勤することとなった場合で一定の要件を満たすときは、所定の手続をとることにより引き続きこの制度を利用することができます（205ページ参照）。

(4) 非課税扱いを受けるための手続

イ 財形住宅貯蓄申告書の提出

財形住宅貯蓄について非課税扱いを受けるためには、勤労者は、最初の預入等をする日までに、勤務先等及びその預入等をする金融機関の営業所等を経由して、非課税扱いを受けようとする財形住宅貯蓄の種別（預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険や損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金の別）及びその営業所等において非課税扱いを受けようとする財形住宅貯蓄の最高限度額（財形住宅貯蓄非課税限度額）等を記載した財形住宅貯蓄申告書を税務署長に提出する必要があります（措法4の2④）。

ただし、財形住宅貯蓄申告書に記載した財形住宅貯蓄非課税限度額と既に提出されている財形年金貯蓄申告書に記載されている財形年金貯蓄非課税限度額との合計額が550万円を超えることとなる場合には、勤務先はその超えることとなる財形住宅貯蓄申告書を受理することが

できないこととされています（措法４の２⑦）。

なお、この制度では、財形住宅貯蓄申告書は金融機関の営業所等に受理されたときに、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされ（措法４の２⑥）、税務署長が提出を求めるまでの間、その金融機関の営業所等の長が勤務先ごとに整理し保存するものとされています（措規３の６④）。

（注） この申告書の提出又は保管の取扱い、次の口以下で説明する申告書又は申込書の提出又は保存についても同様です。

口 財形住宅貯蓄申込書の提出

財形住宅貯蓄について非課税扱いを受けるためには、イにより財形住宅貯蓄申告書を提出するほか、勤労者は勤務先等を経由して金融機関の営業所等に対し、原則として預入等をする都度、財形住宅貯蓄申込書を提出しなければなりません（措法４の２①）。

ただし、その財形住宅貯蓄が、据置期間３か月以上の積立定期預金や金融商品取引業者から有価証券を反復して購入することを約するもの、生命保険の保険料、損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金等の一定の預貯金等の契約に基づくものである場合には、最初に預入等をする際に提出する財形住宅貯蓄申込書に、その財形住宅貯蓄の口座に預入等しようとする予定最高限度額（口座限度額）を記載することにより、その後の預入等に際しては、原則として、その預入等の都度、財形住宅貯蓄申込書を提出する必要はないこととされています（措令２の７①③、措規３の２）。

この最高限度額方式による場合の財形住宅貯蓄申込書の取扱いは、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の場合（190ページの１の(4)のハ）と同様です（措令２の７①②）。

ハ 国内の他の勤務先への転勤・転職の場合における勤務先異動申告書等の提出

（イ） 同一の金融機関の営業所等において引き続き預入等をする場合

国内の他の勤務先に転勤や転職をした勤労者が、現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等において引き続き預入等しようとする場合（次の①又は②に該当するときに限ります。）には、その転勤や退職の日から２年以内に、異動事項などを記載した財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書（以下「財形住宅貯蓄の勤務先異動申告書」といいます。）を、新たな勤務先等及び現に預入等をしている金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出

することにより、その財形住宅貯蓄の利子等について引き続き非課税扱いを受けることができます（措令2の19）。

① 勤労者が転勤した場合において、転勤前の勤務先を通じ財形住宅貯蓄に関する事務の全部が新勤務先に移管されたとき

② 勤労者が転職した場合において、現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に対し、財形住宅貯蓄申告書などの写しを新勤務先に送付すべきことを依頼し、かつ、その送付があったとき

（注）退職や転任その他の理由により、不適格事由に該当することとなった場合には、次に掲げる利子等については、非課税の適用が受けられません（措令2の12①）。

（1）利子等の計算期間が1年以下であるもの…不適格事由が生じた日の属する当該利子等の計算期間後の計算期間に対応するもの

（2）利子等の計算期間が1年を超えるもの及び保険契約に基づく差益…不適格事由が生じた日から起算して1年を経過する日後に支払われるもの

（ロ）他の財形住宅貯蓄取扱機関において引き続き預入等をする場合

勤労者が国内の他の勤務先に転勤や転職をした場合において、現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等が新勤務先における財形住宅貯蓄取扱機関となっていないときは、新勤務先における財形住宅貯蓄取扱機関である金融機関の営業所等と勤労者財産形成住宅貯蓄契約とみなされる新契約を締結して、財形住宅貯蓄に関する事務の全部をその金融機関の営業所等に移管するとともに、その転勤や退職の日から2年以内（新契約に基づく預入等による金銭の払込みをする場合には、その金銭の払込みをする日まで）に、新契約を締結した旨などを記載した転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（以下「転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書」といいます。）を、新たな勤務先等及び新契約の締結先である金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出することにより、その財形住宅貯蓄の利子等について引き続き非課税扱いを受けることができます（措令2の20①）。

（注）財形住宅貯蓄取扱機関が預入等に関する業務の停止命令・廃止・免許の取消等を受けた場合には、上記に準じた方法により引き続き非課税扱いを受けることができます（措令2の20②）。

二 住所・氏名・個人番号の変更等をした場合における異動申告書の提出

（イ）財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者は、その提出後、次に掲げ

る場合に該当する場合には、遅滞なく、その旨などを記載した財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（以下「財形住宅貯蓄異動申告書」といいます。）を、勤務先等及び現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して、税務署長に提出する必要があります（措令2の18①）。

- ① 勤労者の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合
 - ② 財形住宅貯蓄申告書に記載した賃金の支払者、勤務先又は事務代行先の名称又は所在地の変更があった場合
 - ③ 事務代行先の変更があった場合
 - ④ 賃金の支払者が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に関する事務の委託をしたとき
 - ⑤ 事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に関する事務を委託している賃金の支払者が、その委託をやめたとき又は201ページの4の(1)注書の「特定賃金支払者」でなくなったとき
- (ロ) 現に非課税扱いを受けている財形住宅貯蓄に関する事務の全部をその金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等に移管した場合において、その財形住宅貯蓄につき引き続き非課税の扱いを受けようとするときは、勤労者は、遅滞なく、その財形住宅貯蓄につきこの制度による非課税の扱いを受けたい旨などを記載した財形住宅貯蓄異動申告書を、勤務先等及び移管前の金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出する必要があります（措令2の18②）。

ホ 海外の支店等に転勤等をした場合における継続適用申告書の提出

この制度の適用を受けていた勤労者が海外の支店等に勤務することとなった場合において、出国後も賃金の支払者との間に引き続いて雇用契約が継続しており、しかもその賃金の支払者から給与の全部又は一部が国内で支払われることとされているときは、出国をする日までに海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（以下「海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書」といいます。）を勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出することにより、国外勤務期間中（出国後7年以内の期間に限ります。）もその財形住宅貯蓄の利子等について引き続き非課税扱いを受けることができます（措令2の21①②）。

なお、引き続き非課税扱いを受けることができる財形住宅貯蓄は、出国前に非課税扱いを受けていた財形住宅貯蓄（利子等により元加されるものを含みます。）に限られ、また、国外勤務期間中はその財形

住宅貯蓄の口座に賃金からの天引預入等をしないことが要件とされています（措令２の７③、２の８二）。

（注） 財形住宅貯蓄取扱機関が業務の停止命令を受けた場合等の取扱い（204ページのハロ注書）は、海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した海外転勤者についても適用されます（措令２の20②）。

ヘ 海外の支店等に転勤等をした人が国内の事業所等勤務になった場合における国内勤務申告書の提出

海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、出国後７年以内に国内の勤務先に勤務することとなった場合には、その勤労者は、その勤務することとなった日から２か月以内に海外転勤者の国内勤務申告書を出国時の勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して、税務署長に提出する必要があります（措令２の21④）。

ト 育児休業等をする場合における継続適用申告書の提出

この制度の適用を受けていた勤労者が、育児休業等^(注)をすることとなった場合において、育児休業等の開始の日までに、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（以下「育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書」といいます。）を勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出することにより、その財形住宅貯蓄の利子等について引き続き非課税扱いを受けることができます（措令２の21の２①）。

なお、引き続き非課税扱いを受けることができる財形住宅貯蓄は、育児休業等の開始前に非課税扱いを受けていた財形住宅貯蓄（利子等により元加されるものを含みます。）に限られ、また、育児休業等期間中はその財形住宅貯蓄の口座に賃金からの天引預入等をしないことが要件とされています（措令２の７③、２の８二）。

（注） 「育児休業等」とは、厚生年金保険法第23条の３第１項に規定する産前産後休業並びに同法第23条の２第１項に規定する育児休業等及び裁判官の育児休業に関する法律第２条第１項に規定する育児休業をいいます。

チ 育児休業等の期間を変更する場合における育児休業等期間変更申告書の提出

育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、当該申告書に記載した育児休業等の期間を変更する場合には、当該変更前の育児休業等の期間の終了の日（同日が変更後の育児休業等の期間の終了の日後となる場合にあっては、変更後の育児休業等の期間の終了の日）までに、育児休業等期間変更申告書を育児休業等取

得時の勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して、税務署長に提出する必要があります（措令2の21の2③）。

リ その他の申告書の提出

以上のほか、財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者について次のような事由が生じた場合には、勤労者は、それぞれ次の申告書を勤務先等を経由して、税務署長に提出する必要があります。

- ① 既に提出した財形住宅貯蓄申告書に記載した財産形成非課税住宅貯蓄限度額を変更しようとする場合……財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書（措法4の2⑤）
- ② 財形住宅貯蓄申告書を提出した金融機関の営業所等において非課税扱いを受けることを取りやめようとする場合……財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書（措令2の23）

(5) 不適格事由又は継続適用不適格事由が生じた場合における課税

イ 不適格事由が生じた場合

財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者について、その後、退職、転任その他の理由により、その申告書に記載した勤務先がその人の勤務先に該当しないこととなった場合（財形住宅貯蓄の勤務先異動申告書や転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書が提出されている場合又は海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書が提出されている場合を除きます。）やその人がその事業主の勤労者に該当しないこととなった場合（これらの理由を「不適格事由」といいます。）には、その人の財形住宅貯蓄については、この制度による非課税扱いは受けられません（措令2の12①）。

ロ 継続適用不適格事由が生じた場合

海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者について、その後、①国内において賃金の支払を受けないこととなったこと、②出国後7年以内に国内の勤務先に勤務することとならなかったこと、③海外転勤者の国内勤務申告書を提出期限までに提出しなかったこと（以下これらを「継続適用不適格事由」といいます。）に該当することとなった場合には、その人の財形住宅貯蓄については、この制度による非課税扱いは受けられません（措令2の21②）。

(6) 不適格事由又は継続適用不適格事由が生じた場合における勤務先の長の金融機関の営業所等の長に対する通知

勤労者について、不適格事由又は継続適用不適格事由が生じた場合には、財形住宅貯蓄申告書に記載した勤務先の長又は海外転勤者の財形住

宅貯蓄継続適用申告書の提出の際に経由した勤務先の長は、現に財形住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の長に対し（その勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、その委託に係る事務代行先の長を通じてその金融機関の営業所等の長に対し）、不適格事由又は継続適用不適格事由の生じた日から6か月以内にその旨を書面で通知しなければならないことになっています（措令2の12②、2の21③）。

(7) 育児休業等の終了日後に最初に到来する金銭等の払込日に、金銭等の払込みをしなかった場合における課税

育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者が、育児休業等の終了日後最初に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく金銭等の払込みをすべき日（再開日）に、その金銭等の払込みをしなかった場合には、当該育児休業等の終了日後に支払われる利子等については、この制度による非課税扱いは受けられません（措令2の21の2②）。

(8) 契約上の要件違反が生じた場合における課税

勤労者財産形成住宅貯蓄契約について、次に掲げるような事実が生じた場合には、これらの事実が生じた日以後に支払われる利子等については、この制度による非課税扱いは受けられません。

イ 最後の払込みのあった日から2年を経過する日までの間に金銭等の払込みがなかったこと（海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書又は育児休業等をする者の財形住宅貯蓄継続適用申告書が提出されている場合を除きます。）（措令2の13一）。

ロ 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、(2)の要件に該当しないこととなる事実が生じたこと（金銭等の払込みが定期に行われなかった場合を除きます。）（措令2の13二）。

(9) 目的外の払出しが行われた場合における課税

勤労者財産形成住宅貯蓄契約について、住宅の取得又は増改築のための支払に充てられるため以外のいわゆる目的外払出しが行われた場合には、払出しが行われた日前5年以内に支払われた利子等については、遡及して課税されることになっており、その払出しが行われた日において利子等の支払があったものとして所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われることになっています（措法4の2⑨）。

5 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度

(1) 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の概要

勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度は、勤労者の計画的な財産形成（特に老後の生活安定）に資するために創設された勤労者財産形成年金貯蓄の利子等について、元本550万円を限度として、退職後においても非課税扱いとする制度です。

なお、勤労者財産形成住宅貯蓄と勤労者財産形成年金貯蓄の両方を有する場合の非課税限度額は、両方を合わせて最高が550万円とされ、また、生命保険の保険料、損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金にあっては、385万円（残りの165万円については財形住宅貯蓄の非課税枠として利用できます。）を超えてはならないこととされています（措法4の3⑦）。

具体的には、①国内に住所を有する勤労者が、②勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき、その人の勤務先を通じて預入、信託、購入又は払込み（以下これらを「預入等」といいます。）をした預貯金（勤務先預金及び共済組合貯金を除きます。）、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金（以下これらを「財形年金貯蓄」といいます。）で非課税扱いを受けようとするものについて、③最初に預入等をする日までに、財産形成非課税年金貯蓄申告書（以下「財形年金貯蓄申告書」といいます。）をその人の勤務先（中小企業の事業主が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託している場合には、その事務代行団体を含みます。以下「勤務先等」といいます。）及び預入等をする金融機関や金融商品取引業者などの営業所等（以下これらを「金融機関の営業所等」といいます。）を経由して税務署長に提出し、かつ、④預入等をする都度、財産形成非課税年金貯蓄申込書（以下「財形年金貯蓄申込書」といいます。）をその人の勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出した場合において、⑤その預入等をした財形年金貯蓄の元本の合計額が、利子等の計算期間を通じて財形年金貯蓄非課税限度額を超えないときは、その財形年金貯蓄の利子又は収益の分配若しくは保険などの差益に対して所得税を課さないこととする制度です（措法4の3）。

(2) 勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件

この制度の適用を受けることができる勤労者財産形成年金貯蓄契約とは、年齢55歳未満の勤労者が締結した金融機関などを相手方とする財形年金貯蓄の預入等に関する次に掲げる契約をいいます（財形法6②）。

イ 金融機関、信託会社（一定の信託会社に限ります。）又は金融商品取引業者を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等

に関する契約で、次の要件を満たすもの

- (イ) 預入等は、年金支払開始日（貯蓄者が年齢60歳に達した日以後の日（最終の預入等の日から5年以内の日に限ります。）であって、契約で定める日をいいます。）の前日までに限り、5年以上の期間にわたって定期に行われるものであること。
 - (ロ) 年金の支払は、年金支払開始日以後に、5年以上の期間にわたって定期に行われるものであること。
 - (ハ) 財形年金貯蓄及びその利子等については、(ロ)の支払、継続預入等、勤労者の死亡又は据置期間中の予期しない金利変動による非課税限度額を超えることとなる利子等の全額の払出しの場合を除き、払出し、譲渡又は償還をしないこととされていること。
 - (ニ) 預入等は、賃金からの天引き又は財形給付金（財形基金給付金を含みます。）による金銭で行われるものであること。
- ロ 生命保険会社等又は損害保険会社を相手方とする生命保険契約等又は損害保険契約で、イの(イ)、(ロ)及び(ニ)に相当する要件のほか、次の要件を満たすもの
- (イ) 保険金等の支払は、年金の支払のほか、年金支払開始日前にその人が死亡した場合に限り行われるものであり、その場合の保険金等の額は、所定の金額以下であること。
 - (ロ) 被保険者又は被共済者とこれらの人が年金支払開始日に生存している場合の年金受取人とは、共にその人であること。
 - (ハ) 剰余金の分配又は割戻金の割戻しは、利差益部分に限り行われるものであること。

なお、既に勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している人は、新たにこの契約を締結することはできません（財形法6③）。

(3) 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度を利用できる人

この制度を利用できる人は、原則として、国内に住所を有する勤労者で、勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく財形年金貯蓄の預入等に関して、賃金からの天引預入等に関する契約を締結している勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます（措法4の3①）。したがって、勤労者であっても国内に住所を有しない人や、役員昇格によりその勤務先の勤労者に該当しなくなった人は、この制度を利用することはできません。

(注) この制度の適用を受けている勤労者が退職等をした場合であっても、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度と異なり、①その退職等が財形年金貯蓄の積

立期間の終了後（据置期間中及び年金支払期間中）であり、②財形年金貯蓄の積立期間の末日から2か月以内に財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出している場合には、退職後においても引き続き非課税の適用が受けられます（措令2の31、2の32①）。

(4) 非課税扱いを受けるための手続等

イ 財形年金貯蓄について非課税扱いを受けるために必要な次の手続等については、財形住宅貯蓄の取扱いに準じて定められています（措法4の3①④⑤、措令2の31）。

- ① 財形年金貯蓄申告書の提出
- ② 財形年金貯蓄申込書の提出
- ③ 積立期間中に国内の他の勤務先への転勤・転職等があった場合における財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書又は転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書の提出
- ④ 積立期間中に氏名、住所又は個人番号の変更等をした場合における財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書の提出
- ⑤ 財形年金貯蓄を移管した場合における財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書の提出
- ⑥ 積立期間中に海外の支店等に転勤等をした場合における海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書の提出
- ⑦ 海外の支店等に転勤等をしていた者が国内勤務になった場合における海外転勤者の特別国内勤務申告書の提出
- ⑧ 積立期間中に育児休業等をする場合における育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書の提出
- ⑨ 育児休業等の期間を変更する場合における育児休業等期間変更申告書の提出
- ⑩ 財形年金貯蓄の非課税限度額を変更する場合における財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の提出
- ⑪ 財形年金貯蓄につき非課税扱いを取りやめる場合における財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出
- ⑫ 不適格事由又は継続適用不適格事由が生じた場合における勤務先の長の金融機関の営業所等の長に対する通知

ロ 財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書の提出

財形年金貯蓄の積立期間が満了した勤労者は、その積立期間の末日から2か月を経過する日までに、「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」をその人の勤務先等及び金融機関の営業所等を經由して税

務署長に提出しなければなりません。この財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書が提出期限までに提出されなかったときは、その提出期限の翌日に財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされます（措令2の32①）。

ハ 財形年金貯蓄者の退職等申告書の提出

口の申告書を提出した勤労者が退職等の不適格事由に該当することとなった場合には、遅滞なく、その旨、退職等の年月日、賃金の支払者であった者及び勤務先であった者の名称、所在地その他の事項を記載した財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を、金融機関の営業所等を經由して、所轄税務署長に提出しなければなりません（措令2の32②、措規3の13⑧）。

二 有価証券、預金証書等の保管の委託等

財形年金貯蓄について非課税扱いを受けるためには、金融機関の営業所等において、その財形年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書等につき、保管の委託をし、又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録を受けていなければなりません（措法4の3⑧、措令2の29）。

(5) 所定の支払方法以外の方法により支払を受けた場合又は不適格事由等が生じた場合における課税等

財形年金貯蓄契約に基づく年金の支払が、勤労者財産形成促進法第6条第2項に規定する所定の年金の支払方法以外の方法により支払を受けた場合には、この制度による非課税の扱いは受けられません。

また、財形年金貯蓄申告書を提出した勤労者が、財形年金貯蓄の積立期間中に不適格事由に該当することとなった場合又は継続適用不適格事由に該当することとなった場合には、その人の財形年金貯蓄については、この制度による非課税扱いは受けられません（措法4の3②、措令2の31）。

なお、不適格事由等に該当することとなった場合における勤務先の長の金融機関の営業所の長に対する通知、契約上の要件違反が生じた場合における課税及び目的外払出しが行われた場合における課税については、上記4「勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度」における取扱いと同様です（措法4の3②⑩、措令2の31）。

6 納税準備預金の利子の非課税制度

納税準備預金の利子については、原則として、所得税が課されません。

ただし、その預金から租税の納付の目的以外に引き出された金額がある場合には、その引出しの日の属する利子計算期間に対応する利子については、所得税及び復興特別所得税が課されることとされています（措法５）。

なお、上記のほか、納税貯蓄組合預金の利子についても、所得税が課されないこととされています（納税貯蓄組合法８）。

7 特定寄附信託の利子所得の非課税制度

特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配のうち一定のものについては、特定寄附信託申告書の提出等を要件として、所得税が課されません（措法４の５）。

なお、特定寄附信託契約に基づき寄附した金額のうち、上記により非課税となった利子等に相当する金額に係る部分は、寄附金控除及び寄附金の特別税額控除の対象とはなりません。

（注） 特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社との間で締結したその居住者を受益者とする信託契約で、その信託財産を特定寄附金のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資する一定の寄附金として支出することを主たる目的とすること等の要件が定められているものをいいます。

8 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度

（1）金融機関の受ける利子所得等の源泉徴収不適用

国内に営業所を有する銀行等の金融機関が支払を受ける次に掲げる公社債や預貯金の利子等については、源泉徴収を要しないこととされています（措法８①）。

- ① 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債の利子
- ② 金融機関に対する預貯金の利子
- ③ 合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託の収益の分配で委託等をした期間内に生じたもの
- ④ 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的受益権の剰余金の配当

（2）金融商品取引業者等の受ける振替公社債の利子等に対する源泉徴収不適用

金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又は証券金融会社が支払を受ける振替公社債の利子又は振替記載等がされた社債的受益権の剰余金の配当については、源泉徴収を要しないこととされています（措法８②）。

（3）資本金１億円以上の内国法人が支払を受ける振替公社債の利子等に対

する源泉徴収不適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以上であること等について、振替口座簿に記載又は記録をする振替機関等の営業所等の長の確認を受けた内国法人（公共法人等並びに一定の投資法人及び特定目的会社を除きます。）が支払を受ける振替公社債の利子又は振替記載等がされた社債的受益権の剰余金の配当で、その確認を受けた日の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に支払を受けるべきものについては、源泉徴収を要しないこととされています（措法8③、措令3の3⑦～⑨）。

9 公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度

(1) 公共法人等が支払を受ける利子等の非課税

所得税法別表第一に掲げる内国法人（以下9において「公共法人等」といいます。）が支払を受ける利子等（所得税法第174条各号に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配をいいます。）については、所得税が課されません。

ただし、当該利子等のうち、貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、公共法人等が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として一定の計算をした金額に相当する部分に限り、所得税が課されないこととされています（所法11①）。

(2) 公益信託等の信託財産に生ずる所得の非課税

公益信託ニ関スル法律に規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する加入者保護信託（以下9において「公益信託等」といいます。）の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、その受益権がその公益信託等の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の計算をした金額に相当する部分に限ります。）については、所得税が課されません（所法11②）。

(3) 非課税申告書の提出

上記(1)及び(2)のうち公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で次に掲げるもの（以下9において「公社債等」といいます。）の利子、収益の分配又は剰余金の配当（以下9において「利子等」といいます。）に係る部分については、公共法人等又は公益信託等の受託者が、公社債等につき振替口座簿への記載又は記録その他の一定の方法により管理されており、かつ、当該公社債等の利子等につき非課税の適用を受けようとする旨等を記載した申告書（以下9において「非課税申告書」といいます。）を、当該公社債等の利子等の支払を受けるべき

日の前日までに、金融機関等の営業所等及びその支払をする者を經由して税務署長に提出^(注)した場合に限り適用されます（所法11③、所令51の2～51の4）。

- ① 貸付信託の受益権
- ② 公社債投資信託の受益権
- ③ 公社債等運用投資信託の受益権
- ④ 社債的受益権

(注) 非課税申告書が金融機関等の営業所等に受理されたときは、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされます（所令51の4③）。